

令和 6 年度版

農地中間管理機構を 活用してみませんか

未来の農業経営のため、
安心して農地の貸借ができる
システムです！



NPO法人 とくしまコウノトリ基金提供

農地中間管理事業は

- ◎農業経営の規模拡大・農用地の集団化及び新規参入を促進します。
- ◎農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ります。

徳島県農地中間管理機構は
「知事の指定」を受けて農地の貸借を進めています。

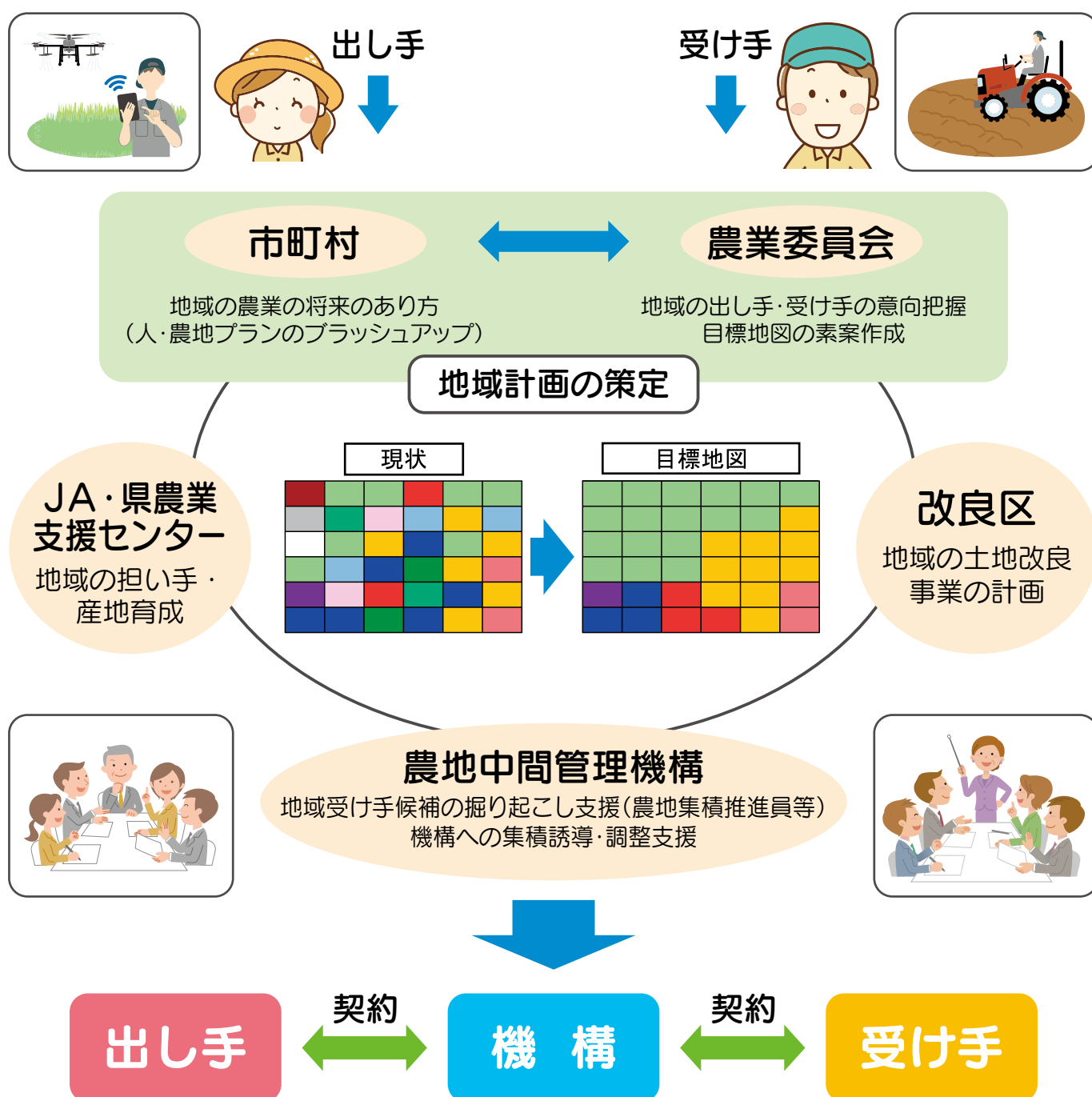


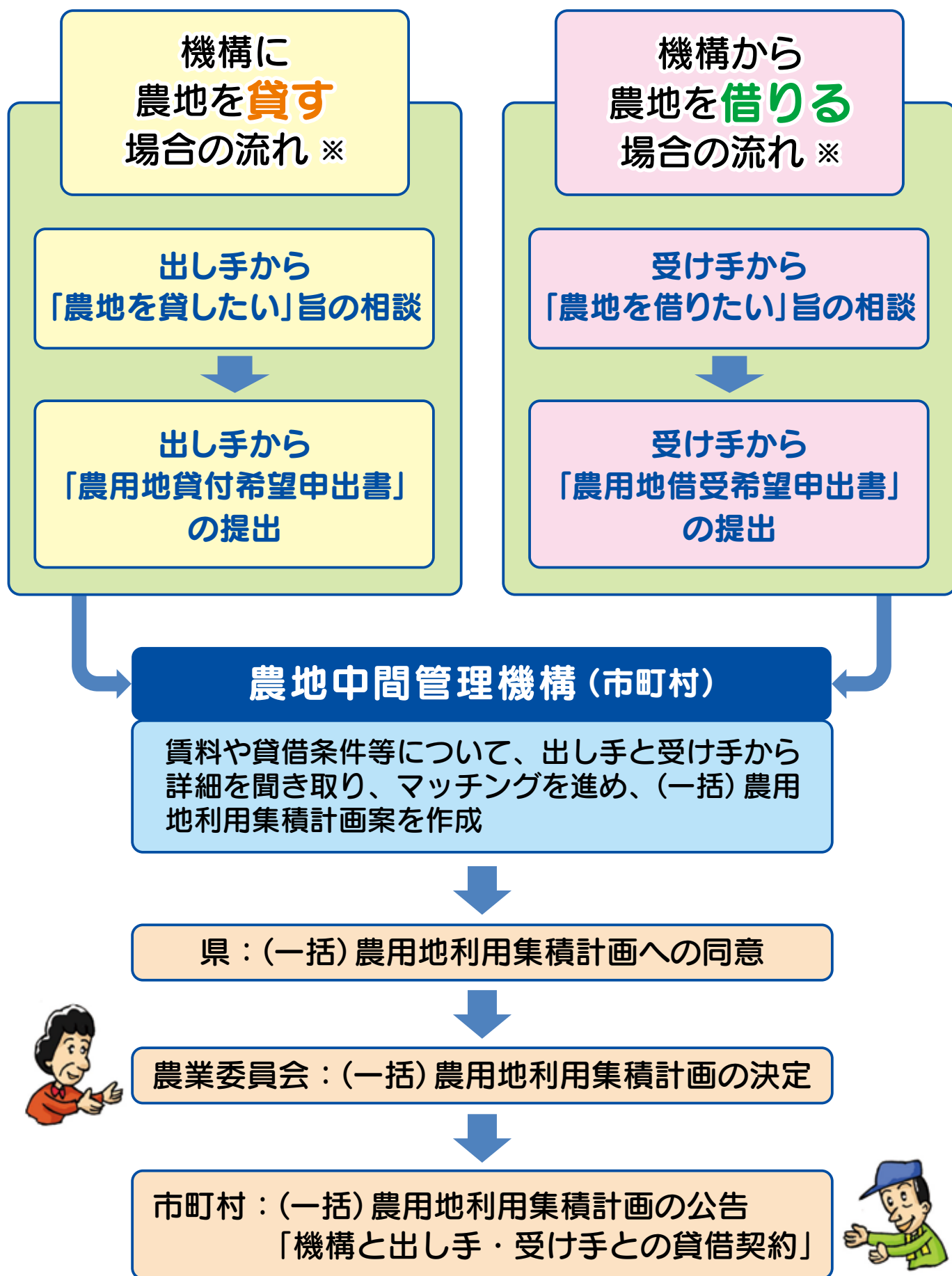
農地中間管理機構とは



農用地等を貸したいという農家（出し手）から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める意欲ある担い手（受け手）へ農地の集積と集約化を支援している組織です。徳島県では公益財団法人徳島県農業開発公社が農地中間管理機構に指定されています。

機構を通じた農地の貸し借りの新たなしくみ





※この流れは、市町村が策定する「地域計画」策定までの流れとなります。

機構集積協力金

農地中間管理事業により農地を貸し付けた地域や貸し手に対する支援制度です。

1 地域集積協力金

- 地域計画の区域（令和6年度においては、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域を含む）を対象として農地中間管理機構（農地バンク）を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付します。

〈 交付要件（いずれか一方を満たすこと） 〉

- （1）以下の①・②のいずれか一方を満たすこと
- ① 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること。
 - ② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上）の団地面積が10ポイント以上増加すること
- （2）交付単価区分1～3の地域にあっては、農地バンクへの貸付等総面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積は10%以上であること

〈 交付単価表 〉

区分	農地バンクの活用率（累積）		交付単価（農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
1	40%超50%以下		1.3万円/10a（0.65万円/10a）
2	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a（0.8万円/10a）
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a（1.1万円/10a）
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a（1.4万円/10a）
5		80%超	3.4万円/10a（1.7万円/10a）

注：過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の交付単価区分より高い区分で取り組む場合に交付。

注：中山間地域（農林統計上の中間農業地域、山間農業地域（旧市区町村別））

〈 交付対象面積 〉

- ・ 農地バンクへの貸付面積（貸付期間6年以上）
- ・ 農地バンクを通じた農作業委託面積（基幹3作業以上を10年以上）

〈 農地バンクの活用率（累積） 〉

$$\left[\frac{\text{農地バンクへの貸付総面積} + \text{農地バンクを通じた農作業委託面積}}{\text{「地域」の農地面積}} \right]$$

2. 集約化奨励金

- 農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域、また集約化の取組に併せ、受け手が位置付けられていない農地を集約化し当該農地を引き受けやすくする取組に対して、奨励金を交付します。

〈交付要件(①翌々年度、②翌々翌年度までに満たすこと)〉

「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等

- ① 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積<一般タイプ>
 - ② 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積<受け皿準備タイプ>
- ※ 中山間地域の場合は0.5ha
 ※ ②の場合、①と一体的に取り組むこと

〈交付対象面積〉

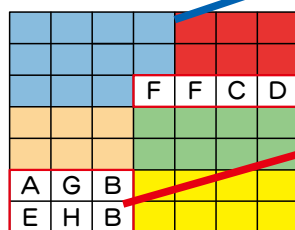
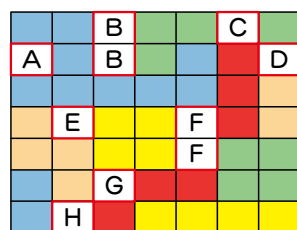
以下により新たに団地化(増加)した面積

- ・農地バンクからの転貸面積
- ・農地バンクを通じた農作業受託面積(基幹3作業以上)

〈交付単価表〉

	地域の団地面積の割合	交付単価	
		一般タイプ (農作業受託)	受け皿準備タイプ
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)	0.5万円/10a
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)	1.5万円/10a
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上		

※区分2は、いずれかの要件を満たすこと



〈一般タイプ〉

地域内の農業を担う者に対して農地を集約化する取組を支援

〈受け皿準備タイプ〉【新規】

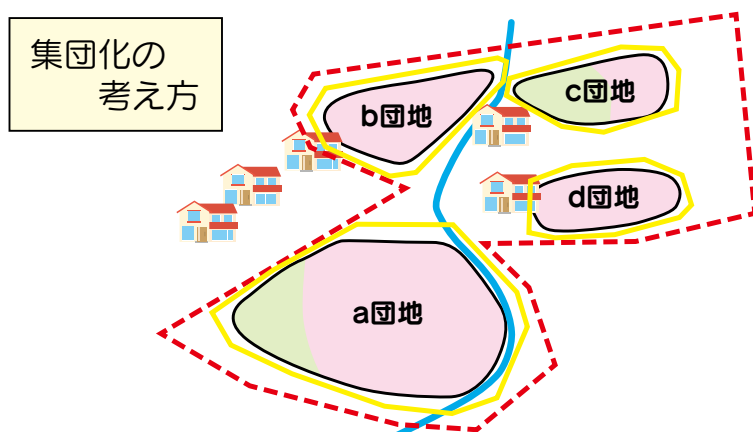
受け手が位置付けられていない農地を集約化することで、農地を引き受けやすくする取組を支援
 ※一般タイプと一体的に実施

農地中間管理機構農地整備事業について

農地中間管理機構は、農地中間管理事業を通して経営規模の拡大、効率的な土地利用を推進しており、**県や土地改良事業団体連合会**と協力しながら、**農地中間管理機構関連農地整備事業**の実施を応援しています。

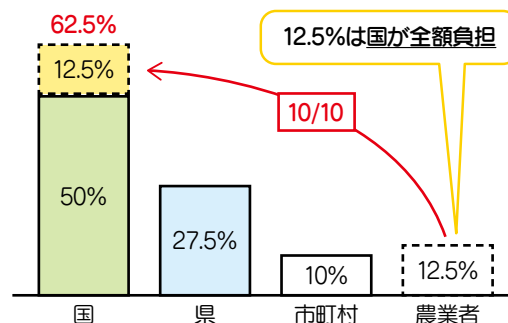
機構関連農地整備事業の5要件

- ① 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ② 農地整備する各団地の合計面積が10ha以上(中山間地域では5ha以上)あり、かつ、各団地が1ha以上の固まりとなっていること
- ③ 農地中間管理権の設定期間が、事業の公告から15年以上あること
- ④ この事業の実施により、担い手への農地の集団化率が80%以上になること
- ⑤ この事業により、事業実施地域の収益性が20%以上向上すること



機構関連農地整備事業のメリット

- ◎ ほ場整備により管理しやすい農地になり、農地の流動化が進み、担い手の育成が進む
- ◎ 機構集積協力金の交付
- ◎ 固定資産税の軽減措置(5年間1/2に)
- ◎ 農家の自己負担なしで、ほ場整備が実施可能！
従来の農家費用負担分(12.5%)の全額を国が負担する



◎ 県がほ場整備工事を実施

現在実施地区：阿南市(芳崎、長生中央、黒地、八幡)、小松島市(和田島、黒地)

農地を貸したい方へ

農用地貸付希望申出書記載例

様式第1号

受付印

農用地貸付希望申出書

公益財団法人 徳島県農業開発公社代表理事 殿
市町村農地中間管理事業担当課長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 徳島市北佐古一番町5番12号

【フリガナ： トクシマ ノウチ 】

氏 名 徳 島 農 地

電話番号 088(624)7247

私は、次の農用地等を貸付希望地として申出ます。
なお、申出た農用地の管理及び申請書記載データの公開等に関しては、下記に記載の事項について承諾等しています。

- 登録申請する農用地等
別添「貸付希望農用地リスト」のとおり
- 農用地等の利用方法等にかかる希望
貸付希望農用地の利用方法等にかかる私の希望は次のとおりです。

該当する項目に○印を付けてください

☐	農地の利用方法に制約をつけたい（形状を変えずに利用してほしい等）
☐	農地の利用方法に制約をつけない
☐	賃料について具体的な希望がある
☐	賃料は、0円でかまわない
☐	※上記以外のことで具体的な希望等があれば記入してください 地域外の担い手への貸付も可能です。

- 申出た農用地等の管理
農地中間管理機構（以下「機構」）の農地中間管理事業（以下「機構事業」）による手続きで、「借受希望者」が見つかるまでの間は、所有者が自ら農用地を管理してください。
借受希望者が見つからない場合、本登録申請による有効期間は地域計画が策定されるまでとします。
また、対象は市街化区域以外の農地ですのでご注意ください。
- 申出書記載データの公開
本申出書に記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ、機構事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることについてご了承ください。また、農用地の所在、面積、登記地目については、当公社のホームページで公表されることがありますのでご了承ください。
上記については、申出書を受理した時点で了承があったものとさせていただきます。
- 土地改良事業の施行に関する説明と確認
15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

（上記確認しました。 チェック ☒ ）

農地を貸したい方へ

農用地貸付希望申出書記載例

(様式第 1 号の添付書類)

貸付希望農用地リスト

1 貸出希望者

氏 名	住 所	電 話 番 号
【フリガナ： トクシマノウチ 徳島 農地	徳島市北佐古一番町 5 番 1 2 号	088 - 624 - 7247

2 貸出希望農用地

農地 番号	農地の所在地等							
	市町村	大 字	字	地番	面積(㎡)	地目	栽培作物	収獲量(kg/10a)
1	徳島市	〇 〇	△ △	1 2 3	2,600	畑	ほうれん草	1,000
2	徳島市	〇 〇	□ □	1 4 5	2,000	田	水 稻	490
3	徳島市	〇 〇	□ □	1 4 6	2,000	田	水 稻	490

貸出希望圃場の
主な作目の
平均収量を記
入する

3 貸出希望、賦課金等

農地 番号	貸出の希望 (千円)			賦 課 金 及 び 農 地 等 の 状 況			
	希望年数	最低賃料	希望賃料	隣接道路幅員等	賦課金等の金額	未相続地	隣接する農地の番号
1	1 0	5	7	1 5 m	改良区他 5,000円		—
2	1 0	2 0	2 0	3 m	改良区他 10,000円		3
3	1 0	2 0	2 0	3 m	改良区他 10,000円		2

貸出希望賃料
は1筆毎の金
額を記入する

貸出希望圃場 1
筆ごとの改良区
賦課金、水利費
等を記入する

(注 1) 希望年数は原則として 10 年以上としています

(注 2) 未相続地 (相続できていない農地) に該当する場合は○印を記入してください。

なお、この事業で未相続地の貸借を希望する場合は、相続権の過半を占める相続人の同意が必要です。

4 その他特記事項 ※現在貸借等を行っている場合は、相手方、終期、賃料等を記載してください。

5 マッチングに基づき借受を予定している者の氏名及び農地番号 ※この欄は市町村が記入します

※ 当該農地の地番等が確認できる書類(農家台帳の写し、固定資産課税台帳記載事項証明書等の写し等)を添付してください。

農地を借りたい方へ

農用地借受希望申出書記載例

様式第3号

農用地借受け希望申出書

受付印

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人
徳島県農業開発公社代表理事 宛

農地中間管理事業に係る農用地の借受けを希望しますので、次のとおり申し出ます。
なお、この申出書の記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ、機構事業に係る機関、団体、個人へ「情報開示」されることを承諾します。

記

1 申込者

氏名 (法人名・ 代表者名)	(フリガナ) トクシマ タロウ 徳島 太郎 (徳島)
住所	〒770-0011 徳島市北佐古一番町5-12
生年月日 (個人)	昭和・平成 43年 〇月 〇〇日 (△△才) (男・女)
法人の場合	設立年月日 年 月 日 構成員 名
連絡先	電話 088 (624) 7247 携帯

2 借受希望者の現在の状況 (該当する項目を○印で囲んでください)

①「人農地プラン」に記載の地域の中心経営体	②認定農業者	③認定新規就農者	④集落営農法人
⑤基本構想水準到達者	⑥担い手相互、担い手非担い手間での利用権の交換		
⑦新規参入者 (企業参入を含む)	⑧その他		

3 借受けを希望する農用地の条件等

農用地等の場所	市町村名	〇〇市	
農用地等の種類及び面積	田 30a	畑 50a	樹園地 a その他 () a
当該農用地で栽培しようとする農作物	1. 露地野菜(ニンジン)	2.	3.
借受けを希望する期間	令和〇〇年〇月〇〇日 ~ 令和△△年〇月〇〇日	(10年間)	
希望する農地の条件 (基盤整備、灌排水施設の有無、土質等)	灌排水施設があること		
(参考) 希望する賃料	年間10アールあたり	〇,〇〇〇円 ~	△,△△△円程度
【農用地を借り入れる理由】 ※該当する項目を○印で囲んでください ① 規模拡大 ② 経営農地の集約化 ③ 新規参入 ④ その他 []			

(裏面へつづく)

農地を借りたい方へ

農用地借受希望申出書記載例

(裏面)

4 現在の農業経営状況

労働力の状況		家族労働力	3	人	雇用労働力	常雇	1	人、臨時	3	人
経営の状況	作目・部門	面積(a)又は飼養頭羽数	農業施設、機械の所有状況				備 考			
①所有地	水稻	50.0	ハウス				a			
	カブ	40.0	トラクター							
	ニンジン	100.0	(6 4) 馬力				1 台			
			(2 7) 馬力				1 台			
			田植機							
			(6) 条植				1 台			
			() 条植				台			
	(小計)	190.0	コンバイン				台			
②借入地	水稻	50.0	(3) 条刈				1 台			
	ニンジン	200.0	() 条刈				台			
			その他							
			ニンジン掘り取り機				1 台			
			動力噴霧器				1 台			
	(小計)	250.0	洗浄機				1 台			
③作業受託			トラック				1 台			
	(小計)									
合 計			440.0							

○ この借受け申出書は、地域計画が策定されるまで継続されます。

農用地貸付希望申出書

公益財団法人 徳島県農業開発公社代表理事 殿
市町村農地中間管理事業担当課長 殿

令和 年 月 日

住 所

【フリガナ： 】

氏 名

電話番号

私は、次の農用地等を貸付希望地として申出ます。
なお、申出た農用地の管理及び申請書記載データの公開等に関しては、下記に記載の事項について承諾等しています。

- 1 登録申請する農用地等
別添「貸付希望農用地リスト」のとおり
- 2 農用地等の利用方法等にかかる希望
貸付希望農用地の利用方法等にかかる私の希望は次のとおりです。

該当する項目に○印を付けてください

☐	農地の利用方法に制約をつけたい（形状を変えずに利用してほしい等）
☐	農地の利用方法に制約をつけない
☐	賃料について具体的な希望がある
☐	賃料は、0円でかまわない
☐	※上記以外のことで具体的な希望等があれば記入してください

- 3 申出た農用地等の管理
農地中間管理機構（以下「機構」）の農地中間管理事業（以下「機構事業」）による手続きで、「借受希望者」が見つかるまでの間は、所有者が自ら農用地を管理してください。
借受希望者が見つからない場合、本登録申請による有効期間は地域計画が策定されるまでとします。
また、対象は市街化区域以外の農地ですのでご注意ください。
- 4 申出書記載データの公開
本申出書に記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ、機構事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることについてご了承ください。また、農用地の所在、面積、登記地目については、当公社のホームページで公表されることがありますのでご了承ください。
上記については、申出書を受理した時点で了承があったものとさせていただきます。
- 5 土地改良事業の施行に関する説明と確認
15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

（上記確認しました。 チェック □ ）

(様式第 1 号の添付書類)

貸 付 希 望 農 用 地 リ ス ト

1 貸出希望者

氏 名	住 所	電 話 番 号
【フリガナ： 】		

2 貸出希望農用地

農地 番号	農地の所在地等							
	市町村	大 字	字	地番	面積(㎡)	地目	栽培作物	収穫量(kg/10a)

3 貸出希望、賦課金等

農地 番号	貸出の希望 (千円)			賦 課 金 及 び 農 地 等 の 状 況			
	希望年数	最低賃料	希望賃料	隣接道路幅員等	賦課金等の金額	未相続地	隣接する農地の番号

(注1) 希望年数は原則として10年以上としています

(注2) 未相続地(相続できていない農地)に該当する場合は○印を記入してください。

なお、この事業で未相続地の貸借を希望する場合は、相続権の過半を占める相続人の同意が必要です。

4 その他特記事項 ※現在賃借等を行っている場合は、相手方、終期、賃料等を記載してください。

--

5 マッチングに基づき借受を予定している者の氏名及び農地番号 ※この欄は市町村が記入します

--

※ 当該農地の地番等が確認できる書類(農家台帳の写し、固定資産課税台帳記載事項証明書の写し等)を添付してください。

受 付 印

農用地借受け希望申出書

公益財団法人
徳島県農業開発公社代表理事 宛

令和 年 月 日

農地中間管理事業に係る農用地の借受けを希望しますので、次のとおり申し出ます。
なお、この申出書の記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ、機構事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることを承諾します。

記

1 申込者

氏 名 (法人名・ 代表者名)	(フリガナ) ⑩
住 所	〒
生年月日 (個人)	昭和 ・ 平成 年 月 日 (才) (男 ・ 女)
法人の場合	設立年月日 年 月 日 構成員 名
連 絡 先	電話 () 携帯

2 借受希望者の現在の状況（該当する項目を○印で囲んでください）

①「人農地プラン」に記載の地域の中心経営体 ②認定農業者 ③認定新規就農者 ④集落営農法人 ⑤基本構想水準到達者 ⑥担い手相互、担い手非担い手間での利用権の交換 ⑦新規参入者（企業参入を含む） ⑧その他
--

3 借受けを希望する農用地の条件等

農用地等の場所	市町村名			
農用地等の種類及び面積	田 a	畑 a	樹園地 a	その他（ ） a
当該農用地で栽培 しようとする農作物	1. 2. 3.			
借受けを希望する期間	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (年間)			
希望する農地の条件 (基盤整備、灌排施設の有無、土質等)				
(参考) 希望する賃料	年間10アールあたり 円 ～ 円程度			
【農用地を借り入れる理由】 ※該当する項目を○印で囲んでください ① 規模拡大 ② 経営農地の集約化 ③ 新規参入 ④ その他[]				

(裏面へつづく)

切り取り線

(裏面)

4 現在の農業経営状況

労働力の状況		家族労働力 人	雇用労働力 常雇 人、 臨時 人	
経営の状況	作目・部門	面積(a)又は 飼養頭羽数	農業施設、機械の 所有状況	備 考
①所有地			ハウス a	
			トラクター	
			() 馬力 台	
			() 馬力 台	
			田植機	
			() 条植 台	
			() 条植 台	
	(小計)		コンバイン 台	
②借入地			() 条刈 台	
			() 条刈 台	
			その他	
	(小計)			
③作業受託				
	(小計)			
合 計				

○ この借受け申出書は、地域計画が策定されるまで継続されます。

切り取り線

農地集積加速化事業（農山漁村未来創造事業）

農地利用の効率化を図るため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を促進する取組を支援します。

- ・ 本事業の実施は、機構を通じた貸借が行われている農地を対象とします
- ・ 以下の事業について、予算の範囲内で支援を行います（応募状況によっては年度途中で終了する可能性あり）

①地域計画実現農地借受支援事業

中山間地域等の条件不利な農地を借受けた受け手に対し、奨励金を交付する。

- ◆交付要件
 - ・ 地域計画の目標地図に位置づけられている者、又は位置づけられることが確実な者であること
 - ・ 指定期間内（令和6年1月～12月）に新たな借り受けが行われること
 - ・ 中間農業地域又は山間農業地域の農地であること
 - ・ 5年以上借受けること
- ◆交付率 20千円/10a以内（定額）上限500千円/経営体 ※a単位以下切捨

②耕作放棄地再生支援事業

耕作放棄地を借り受けた受け手に対し、再生作業に係る経費について支援する。

- ◆交付要件
 - ・ 指定期間内（令和6年1月～12月）に新たに借り受けられること。
 - ・ 自作地を5年間以上の期間で転貸されること
 - ・ 市街化区域以外の農地で、1号遊休農地に該当する農地であること
 - ・ 指定期間内に30a以上の貸付が行われること
- ◆対象経費
 - ・ 再生作業に要する経費
 - ・ 障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地
 - ・ 再生作業と合わせて行う土壌改良（肥料、有機質素材の投入）
- ◆交付率（定額） 70千円/10a以内（定額）上限250千円/戸 ※a単位以下切捨

③お試しほ場活用促進事業

機構が中間保有している農地での新規就農者や就労支援施設等による「お試しほ場」としての活用を支援する。

- ◆要件
 - ・ 機構が一定期間以上中間保有している農地であること
 - ・ 農業支援センターやJA等の協力により、技術指導体制が整っていること
- ◆対象経費
 - ・ 新規就農者等への指導に係る経費
 - ・ 試験的就農に必要な経費（種苗費等）
- ◆交付率 100千円/10a以内（定額）上限250千円/件

農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則※1として農地バンク経由になります！

〈 現 行 〉

相対の農地の貸借（※2）

〔 令和7年3月末までは
経過措置期間として活用可能 〕



〈 令和7年4月以降 〉

目標地図（※3）の実現に向けた
農地バンクによる農地の貸借



※1 農地法の許可に基づく相対契約もあります。

※2 市町村が作成する農用地利用集積計画

※3 目標地図：市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。

農地中間管理事業の市町村受付相談窓口

農地中間管理事業のご相談は、お住まいの市町村又は、
徳島県農地中間管理機構までお願いします

市町村名	窓口担当	電話番号
徳島市	農林水産課	088-621-5246
鳴門市	農林水産課	088-684-1153
小松島市	農林水産課	0885-34-9292
阿南市	農林水産課	0884-22-1598
吉野川市	農林業振興課	0883-22-2223
阿波市	農業振興課	0883-36-8720
美馬市	農林課	0883-52-5609
三好市	農林政策課	0883-72-7617
勝浦町	農業振興課	0885-42-1505
上勝町	産業課	0885-46-0111
佐那河内村	産業環境課	088-679-2115
石井町	産業経済課	088-674-1118
神山町	産業観光課	088-676-1118
那賀町	農業振興課	0884-62-3776
牟岐町	産業課	0884-72-3419
美波町	産業振興課	0884-77-3617
海陽町	産業振興課	0884-73-4161
松茂町	産業環境課	088-699-8714
北島町	まちみらい課	088-698-9806
藍住町	建設産業課・産業支援室	088-637-3120
板野町	産業課	088-672-5994
上板町	産業課	088-694-6806
つるぎ町	産業経済課	0883-62-3114
東みよし町	産業課	0883-79-5345

徳島県農地中間管理機構（公益財団法人 徳島県農業開発公社）

〒770-0011 徳島市北佐古一番町5番12号JA会館
 TEL 088-624-7247 FAX 088-624-8751
 ホームページ <http://www.tokushima-kousha.jp>
 メールアドレス home@tokushima-kousha.jp